

# 富士見市地域防災計画

## の一部修正について

富士見市防災会議

(事務局：富士見市危機管理課)

令和7年3月18日(火)

# 富士見市地域防災計画【本編】 の修正

# 富士見市地域防災計画の見直しの概要

## 国の防災基本計画修正に伴う修正内容

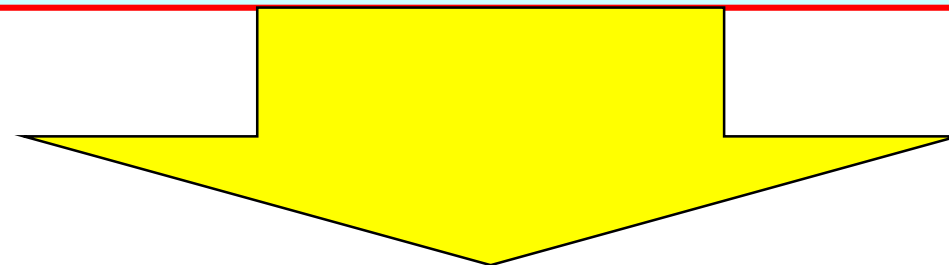
- ①正常性バイアス等の理解の促進
- ②女性や要配慮者等の多様な視点を踏まえた防災啓発の実施
- ③学校における防災教育の充実
- ④緊急地震速報に長周期地震動を追加
- ⑤北海道・三陸沖後発地震注意情報の新規追加
- ⑥富士山の降灰シミュレーションの変更

## 県の地域防災計画の修正に伴う修正内容

- ①家庭内の備蓄の充実
- ②避難所運営における配慮
- ③安否不明者等の氏名等公表
- ④住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

## 市の災害対策の充実に伴う修正内容

- ①福祉避難所開設訓練の実施
- ②避難行動要支援者の要件追加
- ③市民への情報伝達体制の充実
- ④中央防災センターの整備
- ⑤医療救護における新たな防災協定の反映
- ⑥避難所における感染症対策
- ⑦富士見市受援計画策定に伴う変更



富士見市地域防災計画の一部修正

# 富士見市地域防災計画の主な見直し（国）

番号	区分	項目	内容
① 【追加】	国の防災基本計画の修正	正常性バイアス等の理解の促進	市民が適切な避難行動をとれるよう、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）についての普及啓発
② 【追加】		女性や要配慮者等の多様な視点を踏まえた防災啓発の実施	出前講座や研修において、ジェンダーによる思い込みや偏見、性別役割分担によって男女間の格差が生じていないかや要配慮者への配慮などの多様な視点からの啓発の実施
③ 【追加】		学校における防災教育の充実	学校における消防団等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進
④ 【追加】		緊急地震速報に長周期地震動を追加	長周期地震動階級が3以上と想定された場合に緊急地震速報が発表 ※大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした揺れで、高層ビルの高層階ほど大きく揺れやすい。
⑤ 【追加】		北海道・三陸沖後発地震注意情報の新規追加	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震想定震源域でマグニチュード7以上の地震が発生した場合に、後発地震への注意を周知
⑥ 【修正】		富士山の降灰シミュレーションの更新	広域降灰対策検討ワーキンググループ（内閣府）の新たなシミュレーションを反映し、富士山が噴火した場合の降灰の深さをこれまで最大10cm程度であったものを2～4cmに変更

# 富士見市地域防災計画の主な見直し（県）

番号	区分	項目	内容
① 【追加】	県の地域防災計画の修正	家庭内の備蓄の充実	家庭内での備蓄について、最低3日間（推奨1週間）分を目標とするほか、携帯トイレの備蓄、「ローリングストック法」による備蓄の推奨を追加
② 【修正】		避難所運営における配慮	避難所における高齢者、障がい者等の要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮を県の防災計画と表現を整合
③ 【追加】		安否不明者等の氏名等公表	埼玉県の策定した「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づき、災害時の安否不明者の公表を実施
④ 【追加】		住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害により被害を受け、放置すれば雨水により住宅の被害が拡大する恐れがある住宅に対する緊急の修理の追加

# 富士見市地域防災計画の見直し（市）

番号	区分	項目	内容
① 【追加】	市の災害対策の充実	福祉避難所開設訓練の実施	市の実施する訓練に、令和6年度から市が実施している福祉避難所開設訓練を位置付け
② 【追加】		避難行動要支援者の要件追加	避難行動要支援者の要件に「難病患者」を追加
③ 【追加】		市民への情報伝達体制の充実	防災行政無線と富士見市公式ラインの連携を追加（令和6年10月から連携を開始）
④ 【修正】		中央防災センターの整備	中央防災センターを令和7年度に設計、8年度に着工、9年度に供用開始を予定しているため、これまで「中央防災倉庫の整備を検討する。」としていたものを、「整備する。」と変更
⑤ 【修正】		医療救護における新たな防災協定の反映	救助・医療対策に令和6年に新たに協定を締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、医療救護を行うと変更
⑥ 【修正】		避難所における感染症対策	新型コロナウイルス感染症の名称を削除。他の感染症が流行している場合、感染症対策を実施して避難所を運営
⑦ 【修正】		富士見市受援計画策定に伴う変更	広域受援について、富士見市受援計画に基づき対応すると変更

# 富士見市地域防災計画【資料編】 の修正

# 富士見市地域防災計画【資料編】主な修正一覧

資料番号	資料名	修正の概要
13	自主防災組織一覧	新規結成による追加
17	富士見市指定避難場所一覧	避難一時集合場所の追加
18	備蓄一覧	備蓄品保管場所等の修正
23	災害用飲料用井戸、生活用水として使用する登録井戸一覧	井戸の廃止に伴う修正
31	市内及び近隣の医療施設一覧	時点修正
48	義務教育施設一覧	工事による面積等の修正
50	罹災証明申請書	国の様式変更と整合
66	水防施設等一覧	時点修正
71	富士見市における主な風水害の記録	令和6年度の災害を追加
75	浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設	時点修正
76	富士見市洪水対応タイムライン	警戒水位の修正
77	重要警戒地点	警戒水位の修正
89	富士見市の災害協定一覧	新規締結に伴う追加



# 富士見市受援計画（案） の策定について （報告）

富士見市防災会議  
（事務局：富士見市危機管理課）  
令和7年3月18日（火）

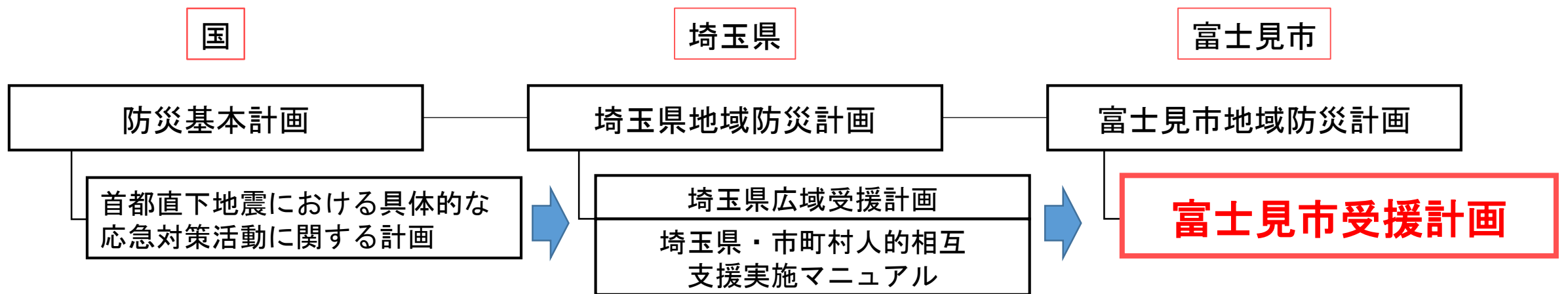
# 富士見市受援計画の目的及び位置づけ

## 【目的】

富士見市受援計画は、外部からの応援の受入体制をあらかじめ整備することで大規模災害発生時等に、県や他の市町村、協定締結団体等と連携して円滑・迅速な災害対応を行うことを目的とする。

## 【位置づけ】

本計画は、災害対策基本法や防災基本計画において、地方公共団体があらかじめ地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとされた計画であり、国の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」や県の「埼玉県広域受援計画」、「埼玉県・市町村人的相互応援実施マニュアル」と同様に、富士見市地域防災計画を補完する下位計画として位置づけ、本市が実施すべき事項について策定した計画である。



# 富士見市受援計画の構成

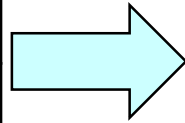
項目	計画の概要
1. 総則	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 計画の目的、位置づけ、基本的な考え方、人的支援の対象範囲及び本市が締結している協定について記述</li></ul>
2. 受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 庁内の受援担当者等（総括班：危機管理課、人事班：職員課、各班：総括班と人事班を除く全ての班）を明確化し、各々の業務について記述</li><li>○ 応援職員を受け入れる際の役割分担について記述</li></ul>
3. 人的受援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国等の行うプッシュ型支援や本市の要請に基づき行われるプル型支援の概要について記述</li><li>○ 受援が想定される業務について各々の業務の受援担当部署及び担当者を明確化</li><li>○ 主に人事班が実施する他自治体等から応援職員を受け入れる際の手順について記述</li><li>○ 受援を要請する場合に、マニュアルとして使用する「<b>受援シート</b>」を業務ごとに作成</li></ul>
4. 物的受援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 物的な支援についての物資の受入及び配送要領について記述</li></ul>
5. 計画の実行性向上・改定	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 受援計画の実行性を高めるための研修・訓練、防災協定の拡充及び計画の見直しについて記述</li></ul>

**計画の核となる受援シートを業務別マニュアルとして使用**

# 富士見市受援計画の特徴（震災の教訓を反映）

## 【能登半島地震（石川県七尾市の実績）】

本市の受援シート	
①	災害マネジメント
②	避難所運営
③	給水に係る業務
④	災害廃棄物の処理
⑤	被災建物応急危険度判定
⑥	被災宅地危険度判定
⑦	住家の被害認定調査
⑧	罹災証明書の交付
⑨	被災者支援・相談業務
⑩	要配慮者対応業務
⑪	医療救護活動
⑫	災害ボランティア活動
⑬	支援物資に係る業務
⑭	物資輸送に係る業務



作成する受援シートに対する聞き取りを実施

	受援の種類	受援実績	
		期間	規模
①	災害マネジメント	1/3～6/30	総括支援チーム54名
②	避難所運営	1/9～5/31	6,798名
③	給水に係る業務	1/2～5/10	日本水道協会、自衛隊、協定締結業者 (数の把握はできていない)
④	災害廃棄物の処理	1/6～6/29	178名
⑤	被災建物応急危険度判定	1/4～1/9	判定チーム8～12チーム120名 コーディネーター18名
⑥	被災宅地危険度判定		
⑦	住家の被害認定調査	1/15～7/31	罹災証明書 調査班 3,428名 被災証明書 調査班 472名
⑧	罹災証明書の交付	1/15～6/22	罹災証明書申請受付 539名 罹災証明書交付 916名
⑨	被災者支援・相談業務	2/20～現在	1日あたり10名（委託業者）
⑩	要配慮者対応業務	1/6～6/30	DWAT1,573名（石川県全体）
⑪	医療救護活動	～2/19	DMAT1,139隊（石川県全体）
⑫	災害ボランティア活動	1/10～10/31	コーディネーター 307名 ボランティア 15,038名
⑬	支援物資に係る業務	1/3～3/31	物資拠点運営 約1,100名 受入、配布ボランティア 約50名
⑭	物資輸送に係る業務		

### 石川県七尾市が実際に受けた受援について調査

「受援計画策定の手引き（内閣府）」、「埼玉県広域受援計画」及び「熊本縣市町村受援マニュアルモデル」から作成する受援シートを選定【14シート】

※DWAT（Disaster Welfare Assistance Team）（災害派遣福祉チーム）  
DMAT（Disaster Medical Assistance Team）（災害派遣医療チーム）

# 受援シートの例（給水に係る受援シート）

## ③ 給水に係る業務 受援シート

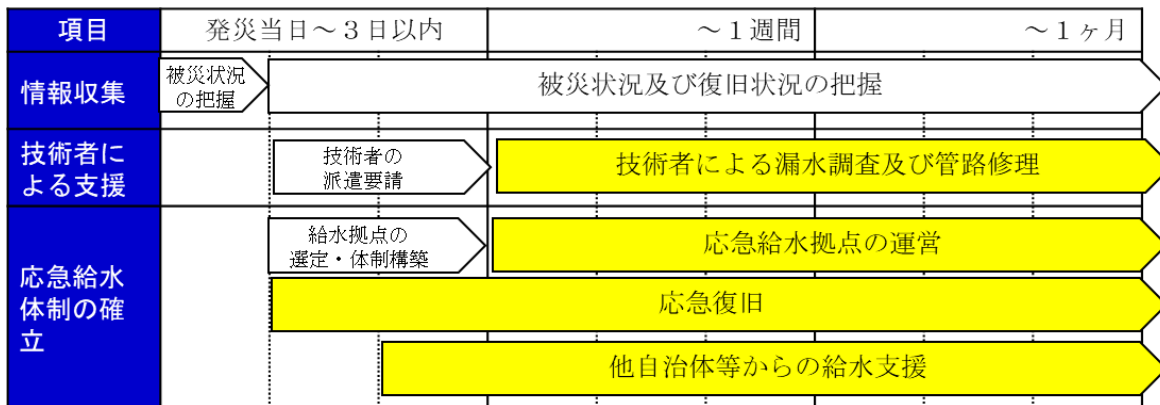
### ■ 業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	水道課 課長	502	049-254-3340
受援担当者	水道課（施設・給水担当）	523・525	

### ■ 業務の概要と流れ

#### 業務概要

水道施設の被害状況を把握し、必要に応じ、水道施設の防護措置・応急措置を講ずる。また、最低必要量の水を確保し、応急給水体制を確立する。  
 ※最低必要量：災害発生から3日目まで1日1人3リットル



は、特に外部からの応援を検討する事項  
 ※「熊本地震における日本水道協会の対応について」（（公社）日本水道協会）を参考に作成

### ■ 令和6年能登半島地震における石川県七尾市の実績

受援期間	令和6年1月3日～令和6年4月18日（日本水道協会） 令和6年1月2日～令和6年1月9日（自衛隊） 令和6年1月4日～令和6年5月10日（協定締結事業者）
受援規模	給水車・支援人数の把握はできていない。

### ■ 応援要請を検討する主な業務内容

マネジメント業務支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水拠点の選定及び設置、給水車ルート・給水地域の検討</li> <li>被災状況に基づく復旧の優先順位付けの助言</li> </ul>
実務への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水拠点の設置及び運営</li> <li>水道施設の防護措置・応急措置</li> </ul>

### ■ 応援職員の執務スペース

活動拠点（屋内）	市役所分館（水道課）
現場（屋外）	東大久保浄水場・水谷浄水場・鶴瀬西配水場・ 応急給水拠点

### ■ 応援要請にあたっての留意事項

【被害状況及び復旧計画に基づく応援所用の算定】  
 ○水道施設及び浄水場や耐震性貯水槽等の被災状況を把握し、給水が必要な地域及び必要な給水量を適切に見積もる。  
 ○発災期間経過による1日に必要な給水量に対し、将来を見通した水道施設の復旧計画に基づき、必要な応援職員数を見積もる。  
 ○漏水調査及び管路修理の所要量に対し、将来を見通した水道施設の復旧計画に基づき、必要な技術者数を見積もる。

### ■ 応援職員等の要請人数の考え方

■ 応急給水拠点運営に必要な職員等人数 ※事業者と相談  
 × 応急給水拠点数  
 ① 応急給水拠点のリーダー1人 } × 応急給水拠点数  
 ② 応急給水拠点職員3～6人 }  
 ■ 他自治体からの給水車支援  
 1班あたり3名体制（運転手1名、給水要員2名）を標準とし、給水車による応急給水拠点数に応じ応援を要請

### ■ 必要な資機材等（休止拠点及び給水車）

給水車両、台車、カラーコーン、テント、案内板、拡声器、地図、飲料水袋、ポリ容器等

### ■ 指針・手引き等

・ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック【国交省】  
 ・熊本地震における日本水道協会の対応について【（公社）日本水道協会】  
 ・公益社団法人日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領【（公社）日本水道協会】  
 ・富士見市水道ビジョン

### ■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考（FAX等）
埼玉県	給水部	水道管理課	048-830-7070	048-834-5071
協定締結 地方公共団体	ふじみ野市	上下水道課	049-261-2611	049-261-0479
	志木市	上下水道総務課	048-423-3991	048-487-1644
協定締結 事業者等	第一環境 株式会社	富士見事務所	049-252-7123	049-254-3340
その他関係機 関	富士見市管工 事業協同組合	富士見市管工 事業協同組合	049-255-5611	049-255-5600
	日本水道協会	総務課	03-3264-2281	